

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	修 占新
論文題目	戦後日本における道德教育の成立過程に関する史的研究 ——修身科の廃止から「道德」の特設まで——		
(論文内容の要旨)			
<p>戦後日本における道德教育の特徴は、教科指導や生活指導などのあらゆる機会を通して道德教育を行うべきだとする全面主義道德教育が採用され、さらに1958年に「道德」の時間が特設されたことにある。このような特徴をもつ道德教育がいかにして成立し、その背後にはどのような道德教育観が存在していたのかを考察したのが、本論文である。</p> <p>序章で本論文の問題関心と研究目的が述べられた後、第1章では、戦前の道德教育に対する批判から出発し、全面主義道德教育が実施されるに至った過程が明らかにされている。まず文部省は戦前の修身科への批判を受けて、道德教育を根本的に変えようとしたが、道德教育を担う教科（以下、徳育教科という）の廃止までは考えていなかったため、徳育教科として新公民科を設置した。しかしながら、経験主義学習の教育思想が台頭し、1947年に経験主義学習を基本にすえた社会科が発足したことによって、道德教育もそれに内包されることになった。その結果、徳育教科は教育課程から姿を消して、全面主義道德教育が実施されたのである。</p> <p>第2章では、1950年に天野貞祐文部大臣が修身科復活論を唱え、それをきっかけに活発化した、徳育教科の設置をめぐる議論が考察されている。徳育教科必要論が登場した理由の1つは、青少年の犯罪や不良化が問題視される中、国民の中から子どものしつけを中心とした道德教育に対する要求が高まってきたからである。しかし文相が求める道德教育は、講和独立をひかえて、民族意識や愛国心の涵養をめざすものであり、国民が求めている道德教育とは内実が異なっていた。そういう意味で、学位申請者によれば、天野文相は国民の道德教育に対する要求をうまく利用したのであり、これはその後の文相による徳育教科必要論にも共通することであるという。</p> <p>第3章では、道德教育の充実が、徳育教科を設置することによってではなく、「道德」の特設によって行われることになった経緯を、1957年度の教育課程審議会における審議の検討を通して明らかにしている。それによれば、「道德」が時間として特設されたのは、教員免許状の付与や教科書の発行など、教科として設置する場合の課題も多かったため、文部省が徳育教科の設置に積極的ではなかったからである。また教育課程審議会の内外において、徳育教科の設置は修身科の復活につながるのではないかという危惧があり、全面主義道德教育に対する支持が極めて強かったからでもある。それゆえ、特設された「道德」は、道德教育の中心に置かれるのではなく、全面主義道德教育の一環と位置づけられ、その補強策とみなされることになったと結論づけられている。</p> <p>そして第4章では、徳育教科の設置や「道德」の特設をめぐる賛否両論が検討され、こ</p>			

これらの議論の根底にある道徳教育観が考察されている。その結果、徳育教科の設置賛成論には、道徳教育の内容体系を確立して、それを教えようとする系統主義学習の道徳教育観があり、徳育教科や「道徳」の特設に対する反対論には、全面主義の道徳教育観が存在していたこと、他方で、「道徳」の特設賛成論も全面主義道徳教育を肯定しており、その点では特設反対派と同じであることが明らかにされた。しかし特設反対論が、実生活における直接的な経験を通してのみ道徳性の涵養が可能であると考えているのに対して、特設賛成論は、直接的な経験だけでなく、「道徳」の時間における間接的な経験や追体験を加味することで、道徳教育の効果をさらにあげることができると考えており、ここに両者の相違があったことが指摘されている。

最後に、終章においてまとめが行われ、徳育教科の設置が否定され、「道徳」が特設された意義や、道徳教育をめぐる議論において示された3つの考え方、すなわち、徳育教科の設置を求める主張、全面主義道徳教育をあくまでも堅持すべきであるとする主張、全面主義道徳教育を支持しながらもそれを補うために「道徳」が必要であるとする主張の特徴が論じられている。そしてこのような3つの考え方の根底には、系統主義学習として道徳教育を行い、愛国心の涵養を最終目標とする道徳教育観と、経験主義学習の道徳教育をよしとし、民主社会に生きるための道徳や日常生活道徳を身につけさせようとする道徳教育観とがあった。戦後日本における道徳教育は、こうした性質の異なった道徳教育観のせめぎ合いのなかで成立したのである。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、修身科の廃止、全面主義道徳教育の採用、「道徳」の時間の特設という経緯をたどった、戦後日本における道徳教育の成立過程を明らかにし、これらの動きの根底に存在した道徳教育観がいかなるものであったのかを考察したものである。本論文が論じている修身科の廃止から「道徳」の特設に至る過程は、戦後教育史を論じる際に、激しい意見の対立や反対運動が起きた大きな争点の一つとして取り上げられることが多く、先行研究も数多く存在している。このような研究状況に対して本論文がもつ研究上の意義は、以下の3点にまとめることができる。

第1に指摘できることは、これまでの研究が、「道徳」の特設に至る歴史過程を主に政治的観点から取り上げ、愛国心の教育や徳育教科の設置(修身科の復活)の議論を「戦後教育の反動化」という文脈で理解してきたのに対して、本論文は、教育方法の問題にも注意を払って、戦後における道徳教育史を考察しようとしていることである。すなわち、道徳教育をめぐる議論には、何を教えるのかという教育内容の問題だけでなく、どのように教えるのかという教育方法をめぐる問題があったことが明らかにされ、道徳教育の内容体系を確立して、それを教えようとする系統主義学習と、教科指導や生活指導などのあらゆる機会を通して道徳教育を行うべきだとする、経験主義・全面主義学習との対立が存在していたことが論じられている。言葉を換えていえば、愛国心の涵養をめざすのか、日常生活道徳を身につけさせるのかという、教育内容の問題だけでなく、系統主義か、全面主義かという、教育方法をめぐる問題も視野に入れて、この2つの観点から道徳教育史を論じる重要性を、本論文は指摘したのである。

そしてこのような観点から「道徳」の特設に至る歴史を考察した結果、本論文では、系統主義に立脚して徳育教科を設置し、愛国心や民族意識の涵養をめざす立場、あくまでも全面主義を堅持して、日常生活道徳を身につけさせようとする立場、全面主義を支持しながらも、「道徳」を特設することで、日常経験を越えた道徳を教えようとする立場の、3つの道徳教育観が存在したことが明らかにされた。修身科の廃止から「道徳」の特設に至る時期の道徳教育についてこのようなまとめを行い、第3の道徳教育観の存在を指摘したことは、先行研究には見られない論点であり、本論文の第2の意義であるといえるだろう。というのも、従来の研究においては、徳育教科の設置論の延長線上に「道徳」特設賛成論が位置づけられており、両者の相違はさほど論じられてこなかったからである。しかし本論文においては、「道徳」の特設は、徳育教科の代替ではなく、全面主義道徳教育を補強するものとしてとらえられており、徳育教科の設置を求める文部大臣と、「道徳」の特設を推進した文部省や教育課程審議会とを一枚岩的なものとみなすのではなく、両者の道徳教育観の相違が明らかにされている。

これらの新しい見解を提示したことが本論文の特筆すべき点であるが、これが可能となったのは、何といたっても丹念な史料調査を行い、それを丁寧に読み解いていくと

いう、学位申請者の地道な作業があったからである。学位申請者は、従来、断片的にしか利用されていなかった、教育課程審議会の議事録や文部省の内部資料を掘り起こしただけでなく、当時の多種多様な教育雑誌や新聞を渉猟し、精査している。その結果、敗戦直後から1950年代後半における道德教育に関する多くの史料を収集することができ、それらに基づいて本論文の見解を導き出すことが可能となった。このことが、本論文の第3の意義といえるのである。

とはいえ、本論文が戦後教育史研究に対してどのような寄与を行うのか、「道德」の特設がどういう政治力学の下で実現したのか、全面主義道德教育や系統主義の道德教育の内実あるいは実態がどのようなものであるのかといった点が、解明すべき問題として残されている。しかしこれらの点は、今後の研究課題というべきものであり、これによって、本論文の価値が損なわれるものではないと考える。

よって、本論文は、人間形成過程における社会化の問題の解明をめざす、共生人間学専攻人間社会論講座人間形成論分野の理念に適った論文であり、博士(人間・環境学)の学位論文として価値あるものと認める。また平成29年11月30日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： _____ 年 _____ 月 _____ 日以降